

建設工事等における契約締結日の取扱いについて

令和5年9月15日付け本市ホームページにおいて、「電子契約の導入について」を公表しましたが、これにより、従来の記名押印を行う書面契約に代えて、電子契約書に電子署名を付与することによる電子契約を行うことが可能となりました。

当該電子契約の導入に伴い、契約手続における事務の合理化を図る観点から、建設工事及び工事関連業務に係る契約締結日の取扱いについて、下記のとおり見直すこととしますので、お知らせします。

記

1 見直し内容

(1) 契約締結日について

	現行	令和5年10月以降に発注する案件
契約保証金の場合	納付日	<u>契約関係書類の本市への提出日</u> ※来庁日又は郵送書類の本市への到着日となります。(ただし、関係書類に不備がある場合を除く。)
契約保証金以外の保証の場合 (履行保証保険等)	履行保証等の始期 (開始日)	<u>契約関係書類の本市への提出日</u> ※来庁日又は郵送書類の本市への到着日となります。(ただし、関係書類に不備がある場合を除く。) ※本市の公印又は電子契約は未来の日付で押印又は署名することはできませんので、履行保証等の始期(開始日)は、本市への提出日を踏まえて設定してください。

※契約関係書類の本市への提出期限は、現行と変わらず、堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱に基づき、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日(堺市の休日に関する条例第2条第1項に規定する休日を除く。以下同じ。)以内となります。

(2) 議会の議決を要する建設工事の仮契約日について

現行	令和5年10月以降に発注する案件
落札決定に係る通知を受けた日の翌日	落札決定の通知を受けた日の翌日から 起算して10日以内 ※議会の議決を要しない案件と同様になります。

2 適用時期

令和5年10月1日以降に発注する案件から適用します。

3 備考

- ・令和5年10月1日以降に手続を行う変更契約においても、今回の取扱いを適用します。
- ・当初契約及び変更契約において契約締結の連絡を行う際にも、今回の取扱いの内容をご案内いたします。